

○厚生労働省令第百四十一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百八十一条及び確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百五条の規定に基づき、厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月十一日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金基金規則の一部改正）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の三の二第一項に次の一号を加える。

四 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）

第三十二条の三の五を第三十二条の三の六とし、第三十二条の三の四を第三十二条の三の五とし、第三

十二条の三の三の前の見出しを削り、同条を第三十二条の三の四とし、同条の前に見出しとして「上場株式による掛金の納付」を付し、第三十二条の三の二の次に次の一条を加える。

（基金の解散に係る掛金の一括徴収）

第三十二条の三の三 第三十二条の三の二第一項第四号の厚生労働大臣が定める場合における法第三百二十八条第六項の掛金の額の計算方法は、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第七章中第八十八条の前に次の一条を加える。

（確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法）

第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の

額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ 給付に要する費用の額の予想額の現価

ロ 数理債務の額

ハ 数理債務の額から特別掛金額の予想額の現価と第四十七条に定める掛金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額

ニ 分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日若しくはその前の財政計算の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における最低積立基準額

二 次に定める額のうち、移換先確定給付企業年金に係る額の合計額とする方法（分割時積立金の額が

本号イの算定に用いる前号に掲げる額を下回る場合に限る。）

イ 前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額（分割時積立金の額が前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額の合計額を下回る場合にあつては、当該分割時積立金の額を当該前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額に応じて按分して得た額）

ロ 分割時積立金の額からイに掲げる額の合計額を控除して得た額につき、本号イの算定に用いる前号に掲げる額のうち加入者（受給権者を除く。）に係る部分の額に応じて按分して得た額

三 その他厚生労働大臣が定める方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）

2 前項の規定は、法第七十九条第一項又は法第七十七条第一項の規定により権利義務の移転を行う場合（法第七十九条第一項又は法第七十七条第一項の政令で定める場合を除く。）における法第七十九条第三項又は法第七十七条第四項の規定により移換する積立金の額について準用する。この場合において、前項中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

第八十八条第一項に次の一号を加える。

四 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（前条第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合に限る。）

第九十八条の次に次の一条を加える。

（終了時の掛金の一括拠出）

第九十八条の二 第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合における法第八十七条の掛金の額の計算方法は、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正	現 行
<p>（設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収）</p> <p>第三十二条の三の二 法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 当該減少に係る設立事業所（以下この条において「減少設立事業所」という。）が減少しないとしたならば基金が減少設立事業所の事業主から徴収することとなる第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価とする方法</p> <p>二 減少設立事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）における年金給付等積立金の額が、当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額を下ることが見込まれる場合において、当該下る額の見込額のうち減少設立事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法</p> <p>三 前二号の額のうちいずれか大きい額とする方法</p> <p>四 其他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（基金の解散に係る掛金の一括徴収）</p>	<p>（設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収）</p> <p>第三十二条の三の二 法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 当該減少に係る設立事業所（以下この条において「減少設立事業所」という。）が減少しないとしたならば基金が減少設立事業所の事業主から徴収することとなる第三十二条第五項に規定する過去勤務債務に係る掛金の額の予想額の現価とする方法</p> <p>二 減少設立事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）における年金給付等積立金の額が、当該日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額を下ることが見込まれる場合において、当該下る額の見込額のうち減少設立事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法</p> <p>三 前二号の額のうちいずれか大きい額とする方法</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（新）</p>

第三十二条の三の三 第三十二条の三の二第一項第四号の厚生労働大臣が定める場合における法第百三十八条第六項の掛金の額の計算方法は、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第三十二条の三の四 (略)

第三十二条の三の五 (略)

第三十二条の三の六 (略)

第三十二条の三の三 (略)

第三十二条の三の四 (略)

第三十二条の三の五 (略)

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金間の移行等（<u>第八十七条の二</u>―<u>第九十六条</u>）</p> <p>第八章～第十一章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金間の移行等</p> <p>（確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法）</p> <p><u>第八十七条の二</u> 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金（以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。）に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。</p> <p>一 当該分割を行う日（以下この号において「分割日」という。）の前日における当該分割を行う規約型企業年金又は基金の積立金（以下この項において「分割時積立金」という。）の額を分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金間の移行等（<u>第八十八条</u>―<u>第九十六条</u>）</p> <p>第八章～第十一章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金間の移行等</p> <p>（新）</p>



- イ 給付に要する費用の額の予想額の現価
- ロ 数理債務の額
- ハ 数理債務の額から特別掛金額の予想額の現価と第四十七条に定める掛金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額
- ニ 分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日若しくはその前の財政計算の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額又は分割日が属する事業年度の前事業年度の末日における最低積立基準額
- 二 次に定める額のうち、移換先確定給付企業年金に係る額の合計額とする方法（分割時積立金の額が本号イの算定に用いる前号に掲げる額を下回る場合に限る。）
  - イ 前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額（分割時積立金の額が前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額の合計額を下回る場合にあつては、当該分割時積立金の額を当該前号に掲げるいずれかの額のうち受給権者等に係る部分の額に応じて按分して得た額）
  - ロ 分割時積立金の額からイに掲げる額の合計額を控除して得た額につき、本号イの算定に用いる前号に掲げる額のうち加入者（受給権者を除く。）に係る部分の額に応じて按分して得た額
  - 三 その他厚生労働大臣が定める方法（厚生労働大臣が定める場合に限る。）
- 2 前項の規定は、法第七十九条第一項又は法第七十七条第一項の規定により権利義務の移転を行う場合（法第七十九条第一項又は法第七十七条第一項の政令で定める場合を除く。）における法第七十九条第三項又は法第

百七条第四項の規定により移換する積立金の額について準用する。この場合において、前項中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括抛出)

第八十八条 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

一 当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金額の予想額の現価とする方法

二 減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）における積立金の額が、当該日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法

三 前二号の額のうちいずれか大きい額とする方法

四 その他厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法（前条第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合に限る。）

2～4 (略)

(終了時の掛金の一括抛出)

第九十八条の二 第八十七条の二第一項第三号の厚生労働大臣が定める場合における法第八十七条の掛金の額の計算方法は、厚生労働大臣が定め

(実施事業所の減少に係る掛金の一括抛出)

第八十八条 法第七十八条第三項の厚生労働省令で定める計算方法は、次のいずれかの方法とする。

一 当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金額の予想額の現価とする方法

二 減少実施事業所が減少する日（以下この条において「減少日」という。）における積立金の額が、当該日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を下回ることが見込まれる場合において、当該下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約で定めるところにより合理的に計算した額とする方法

三 前二号の額のうちいずれか大きい額とする方法

2～4 (略)

(新)

ገጽ ፩ ላይ ይጻፉ